

市第116号議案 横浜市手数料条例の一部改正について（関係部分）

1 趣旨

これまで、建築基準法に規定される「接道義務」や「道路内建築制限」の既存不適格建築物[※]については、これらの規定に適合をさせない限り、大規模修繕等が行えませんでした。

この度、令和4年6月及び令和5年9月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正をする法律」等により、このような既存不適格建築物であって、長寿命化・省エネ化等に伴う一定の改修工事で特定行政庁が認めたものに限って、接道義務と道路内建築制限への適合が緩和されることになりました。

また、法律の名称が一部改正されます。

これらに伴い、横浜市手数料条例の一部改正を行います。

※既存不適格建築物とは…法令の改正や都市計画の変更などにより、現行法に対して不適格な部分が生じた建築物のことをいいます。

2 条例改正の概要

(1) 認定手数料の新設について

接道義務、道路内建築制限のそれぞれについて、適用除外のための認定制度を新設し、表のとおり申請手数料を設定します。（既存の認定手数料と同額）

新設する手数料	手数料額
既存不適格建築物についての建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
既存不適格建築物についての道路内における建築制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円

(2) その他

法律の名称が「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」から、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改正されたため、この名称を引用している規程を改正します。

3 施行日

令和6年4月1日